

立しておくこと。

(ウ) 応急仮設住宅の建設用地の選定にあたっては、原則として、①公有地、②国有地、③企業等の民有地の順に選定すること。

(エ) 応急仮設住宅の建設用地の選定にあたっては、民有地についても、公租公課等の免除を前提に、無償で提供を受けられる土地を優先して予定すること。

イ 立地条件の配慮

建設用地の選定にあたっては、上下水道、ガス、電気等の生活関連設備の整備状況、医療機関、学校、商店、交通、騒音等の立地条件についても配慮すること。

ウ 利用関係の明確化

建設用地として予定する用地を選定した場合は、当該用地の所有者等と設置期間や費用負担のあり方等、用地の利用関係についてあらかじめ協定を結ぶ等明確にしておくこと。

エ 建設事業者団体等との協定

(ア) 応急仮設住宅を迅速に設置することができるよう、予め建設事業者団体等と建設及び建設資材の提供等に関する協定を締結しておくこと。

(イ) 協定の締結にあたって、標準的な応急仮設住宅を定める場合は、高齢者・障害者等の利用に配慮した仕様が誰にとっても利用しやすいことに着目し、通常の応急仮設住宅についても、できる限り物理的障壁の除去された（バリアフリー）仕様とするなどの配慮をすること。

また同様に、標準的な応急仮設住宅を定める場合は、個々の身体状況や生活様式、単身・多人数の世帯構成等、多様な世帯の入居に対応できるように、できる限り複数の標準的な規模・仕様を設定すること。

オ 一般対策との連携体制

(ア) 応急仮設住宅入居者に対して、保健・医療・福祉、住宅・就職相談等、各種行政サービスが提供されるように関係部局・市町村等と連携が図れる体制を確立しておくこと。特に、民生委員、保健師の訪問等、積極的な需要等の把握に努め、被災者の心的外傷後ストレス障害（Post Traumatic Stress Disorder, PTSD）等に対応する中長期的な精神保健対策の実施についても留意すること。

(イ) 大規模な応急仮設住宅団地を整備する場合は、入居者の日常生活の利便性を確保するため、商業施設の設置、路線バスの増発・新規開設等に配慮する必要があるため、関係部局等と連携が図れる体制を確立しておくこと。

カ 応急仮設住宅の手引き（マニュアル）の作成

応急仮設住宅の設置が円滑かつ統一的に行えるよう、予め応急仮設住宅設置の手引きを作成し、災害発生時の実務や事前準備（建設、用地の選定確保）等を明確にしておくこと。

(3) その他の救助

ア 食料・飲料水等の給与

(ア) 食料・飲料水は避難生活に不可欠であることから、災害が発生したときに直ちにこれらを提供できるよう、備蓄の推進、他の都道府県との災害援助協定の締結、事業者団体等との物資供給協定の締結等を図っておくこと。

(イ) 事業者団体等の協力、交通状況の把握、必要に応じた緊急輸送路の確保など、食

料・飲料水等を迅速に運搬・支給する体制を準備するため、関係部局による連携体制を確立しておくこと。

(ウ) 調達物資のほか、義捐物資が大量に搬入されてくることも考えられるので、調達物資と義捐物資との調整体制、ボランティアとの連携を含めた受け入れ体制、運搬・配布体制についても定めておくこと。

(エ) 備蓄食料については、最近の食生活の向上と保存食の多様化を踏まえ、乾パン等の画一的なものだけにならないよう検討すること。特に高齢者、障害者、乳幼児、病弱者等の利用にも配慮し、創意工夫をこらすこと。

(オ) 炊出しその他による食品の給与は、備蓄食料や食料提供者等によるほか、地域社会の協力、ボランティアとの連携、給食センター等の集団給食施設の利用等による炊き出し等、多様な供給方法を整備しておくこと。

イ 被服、寝具その他生活必需品の給与及び貸与

(ア) 被服、寝具などの生活必需品を確保するため、災害が発生したときに直ちにこれを提供できるよう、備蓄の推進、事業者団体等との物資供給協定の締結、他の都道府県との災害援助協定の締結等を図っておくこと。

また、要援護者の日常生活上の支援を行うために必要な消耗器材（例：紙おむつ、ストーマ用装具など）についても、同様の対応を図っておくこと。

また、要援護者の生活必需品として、紙おむつ、ストーマ用装具などの消耗器材について法第23条第1項第3号に基づき給与することが可能であるとともに、福祉避難所においては、これらの消耗器材の費用を特別な配慮のために必要な実費として加算することができることとなっている。このため、これらの消耗器材についても、備蓄の推進、事業者団体等との物資供給協定の締結等を図っておくこと。

(イ) 物資供給業者の協力、交通状況の把握、必要に応じた救援用物資集積基地の設置など、生活必需品等の救援用物資を迅速に運搬・支給する体制を整備するため、関係部局による連携体制を確立しておくこと。

(ウ) 調達物資のほか、義捐物資が大量に搬入されてくることも考えられるので、調達物資と義捐物資との調整体制、ボランティアとの連携を含めた受け入れ体制、運搬・配布体制についても定めておくこと。

ウ 医療

(ア) 災害発生直後の混乱期に、迅速に救護班の活動を開始できるよう、予め公立病院、日本赤十字社等の協力を得て救護班を編成しておくこと。また、必要に応じ地域医師会等とも連携を図れる体制を定めておくこと。

(イ) 災害発生後、医療の提供を的確に行う上で、次のような情報が不可欠であるので、関係部局と予め役割分担や連絡体制を定めるなどし、被害状況等を速やかに把握できるよう、関係部局による連携体制を確立しておくこと。

- ① 被災地域における医療施設及び設備の被害状況
- ② 被災地域における医療施設の診療機能の可否
- ③ 医療品及び医療用資器材等の確保状況
- ④ 被災地域及び周辺地域の交通状況

(ウ) 救護班による応急的な医療のほか、後方医療機関等によりの確に医療が提供できるよう、患者搬送体制を整備しておくこと。

また、ヘリコプター等を活用した広域的搬送体制や他都道府県との協力体制についても定めておくこと。

エ 住宅の応急修理

発災後、速やかに住宅の応急修理を行うことは、避難生活の早朝解消の観点からのみならず、被災者に対し生活再建の道筋を早期に提示する観点からも重要であることから、あらかじめ応急修理の実施要領等を定めるとともに、応急修理を実施する事業者を指定しておくこと。

オ 死体の捜索及び埋葬

(ア) 災害発生直後の遺体検案を円滑に実施するため、検案を担当する医師の確保を図るほか、警察等と連絡調整を密にし、迅速かつ的確な検案を行うための体制を確立しておくこと。

(イ) 遺体の処理を円滑に行うため、遺体を一時的に収容する場所、遺体搬送のための車両、遺体保存のためのドライアイス等の確保を図るため、関係部局による連携体制を確立しておくこと。

(ウ) 地元火葬場の被災も想定し、広域的な火葬ができるよう、遺体の搬送のための車両、ドライアイス、棺、骨壺等の確保、ヘリコプター等を活用した広域的搬送、他の都道府県との協力等の体制について定めておくこと。

(エ) 災害が発生したときには、直ちに地元火葬場の被害状況、火葬場の処理能力を把握できるよう、関係部局による連携体制を確立しておくこと。

(オ) 速やかな埋葬を希望する遺族に対する埋葬のための相談窓口の設置など、火葬場、遺体搬送等の広域的情報を的確に提供できる体制を定めておくこと。

カ 関係機関との連携

遺体の捜索・処理、被災者の救出、医療等については、消防、警察、自衛隊、海上保安庁、日本赤十字社等との円滑な連携が必要なので、平常時から緊密な連絡調整を図り、災害時に十分な連携が図られる体制を確立しておくこと。

(4) 心理的ケア

ア 救助の実施に当たっては、次の観点から、民生委員、各種相談員、保健師等のほか、他の自治体等からの応援・職員派遣及びボランティアの活用等を図るなど要員を確保し、できる限り被災者の話を聞く体制整備に配慮すること。

イ 被災者の需要を的確に把握するために、被災者の相談に十分対応することが重要である。

ウ 精神的な打撃のため需要等が顕在化しない者も想定されることから、できる限り被災者の話を聞くように努めることが、正常なストレス反応 (Normal Response) のうちに消失を図り、急性ストレス障害 (Acute Stress Disorder, ASD) や心的外傷後ストレス障害 (Post Traumatic Stress Disorder, PTSD) の未然防止にもつながるものである。

(5) 情報提供体制

救助の実施にあたっては、被災者等の住民に対する情報提供の重要性を勧告し、都道府県及び市町村は、互いに交換すべき情報の種類及び連絡方法などについて検討し、次の点に留意し、情報提供体制について整備又は検討しておくこと。

ア 市町村内の放送設備等の配備についての把握、及びこれらを活用した被災者等の住

民に対する情報提供

- イ 被災時の広報紙等の発行と配布方法
- ウ パソコン等の情報機器を活用した情報提供方法
- エ 避難所等（福祉避難所、集会所を含む。）における管理責任者配置のルールとこれに対する情報提供の方法
- オ 避難所等における掲示板又はパソコン等の情報機器の設置
- カ その他被災者等の住民に対する十分な情報提供をできる体制の整備

7 災害救助基金の取扱いに関する事項

(1) 規則の制定

- ア 法第37条に定める災害救助基金（以下、「基金」という。）の設置、管理及び処分にかかる細部の取扱いに関しては、都道府県において規則をもって定めること。
- イ 当該規則を制定又は改正した場合は、速やかにその写しを厚生労働大臣に提出すること。

(2) 基金の管理・運用上の留意点

- ア 基金から生じる利子収入等は、毎年歳入予算に計上し、基金積立金として歳出予算に計上して処理することが望ましい。
- イ 基金を財源として支出できる経費は、原則として法による救助を行った場合の救助に要した経費、及び法第41条第3号の規定により法第23条第1項に規定する給与品の事前購入に必要な費用、並びに法第42条の規定により基金の管理に必要な費用である。
従って、災害の際の見舞金品又は平常時の災害救助訓練に要する費用等には原則として基金からは支出できない。
- ウ 法第41条第3号の規定による法第23条第1項に規定する給与品の事前購入については(3)によること。
- エ 基金から支出することができる基金の管理に要する経費は、基金の管理に直接必要な手数料、保管料等の経費をいい、都道府県職員の人件費の類は含まれない。ただし、(3)に定める評価委員会の委員の経費及び物品の保管料に含まれる都道府県職員以外の経費については認められる。
- オ 基金が法第38条に定める最少額を上回る場合に、その範囲で被災者に給与されない機器等を購入するなど、本来は基金による支出と認められない費用に充てる場合は、厳密に言えば、当該相当額を当初から基金に繰り入れず、一般会計の歳出として計上することが適切な取扱いであろう。

(3) 基金による備蓄等

- ア 法第41条第3号の規定により、事前購入された法第23条第1項に規定する給与品（以下、「基金による備蓄物品」という。）は、法第23条第1項に規定する給与品に限られる。
- イ 具体的には、法による救助を行うために必要となる被災者への給与品であり、応急的に必要になると考えられる食料、飲料水、毛布、その他の生活必需品等である。
従って、厳密に言えば、救助を行う者が使用する機器の類、救出用の重機等、被災者に給与されない物品は救助に必要な物資であっても認められない。

なお、要援護者の生活必需品として、ストーマ用装具等の消耗器材についても基金による備蓄が可能であること。

ウ 基金による備蓄物資の管理は、善良な管理者の注意をもって行うとともに、毎年度当初において、次により、公正な評価者により時価による評価をしておくこと。

(ア) 時価評価については、適正な価格を決定するため、評価委員会を組織して行うことなどが望ましい。

(イ) 評価委員会は、物資の品目によっても異なるが、専門業者及び物資取扱いに経験のある都道府県職員をそれぞれ5名程度で構成することが概ね妥当なものと考えられる。

(ウ) 評価委員会による評価の結果なされた価格の増減については、評価調査をもって、基金の増減を行うことになると考えられる。

エ 基金による備蓄物資は、当該都道府県の救助に支障をきたさない範囲で、災害救助訓練、災害救助法による救助に至らない小災害時の救助及び他の都道府県の応援に一時的に利用されることなどが考えられる。

厳密に言えば、これらの取扱いは好ましいことではないが、現実的には、当該評価額相当を当該年度内に一般会計から基金に繰り入れた場合には、やむを得ないものとする。

また、他の都道府県の応援に利用した場合、求償された時点で補充されることも厳密に言えば好ましくないが、現実的にはやむを得ないだろう。

オ 迅速な救助を実施するため、避難所等に非常用物資を分散備蓄しておく場合の備蓄物資については、法に定める範囲内（法に規定する給与品及びその管理費）において、基金を活用して差し支えない。

カ 事業者団体等との協定等に要する経費は、通常、基金による備蓄物資とは認め難いと考えられるが、ランニングストックに要する経費は、基金による備蓄物資と解釈し得る考え方もあるので、厚生労働省と連絡調整を図ること。

キ 各年度における基金の積立状況等について、毎年度6月15日までに基金報告書により厚生労働大臣に情報提供しなければならない。

第3 法による救助の実施に関する事項

1 被害状況の確認・把握

- (1) 被害状況の確認・把握は、法の適用、救助の種類並びに程度、方法及び期間の決定の根拠となるものであることから、迅速かつ適正に行わなければならないことは、当然であるが、災害は突発的に発生し、平常時には予測できない状況が生じ、被害状況の把握に手間取ったり、連絡不足・遅滞等から結果として、救助に支障をきたす例も多いので、次の点に留意して行うこと。
- ア 平常時から被害状況把握の体制整備を十分に図り、災害が発生したときには、予め定められた手順に沿って迅速に行動すること。
 - イ 夜間、休日等、都道府県又は市町村の担当職員が非在庁時に災害が発生した場合、予め定められた参集体制に基づき、自発的に行動すること。
 - ウ 被害状況の収集及び情報提供については、災害時においては通常の手段が使えないことも多いと思われるので、様々な手段を検討しておくこと。
 - エ 都道府県又は市町村の担当職員が災害のため登庁できない等、不在の場合には、当面の間の連絡者、その他、適宜必要な措置が可能な代替体制の確保を図るとともに、必要に応じて予め定められた補完体制に移行すること。
 - オ 情報の混乱を避けるため、被害情報は、できる限り1カ所で速やかに集約し、その結果を関係部局・機関に伝達し、その後に公表等を行うこと。
 - カ 関係部局・機関に伝達する前に公表することは、被害情報を一元的に集約することを困難とするおそれがあるので、遺漏のないよう特に留意すること。
- (2) 大規模な災害が発生したときには、周辺都道府県による応援体制が必要となる場合もあるので、周辺都道府県は災害発生時に準じた体制をとり、厚生労働省と連絡調整を図ること。

2 被害の認定

被害の認定にあたっては、次の点に留意し、迅速かつ適正に行われなければならない。

(1) 住家

「住家」とは、現実とその建物を居住のために使用している者がいる建物をいい、現実的に居住するために使用している建物であれば、社会通念上の住宅であるかどうかは問わない。

(注1) 一般に非住家として取り扱われるような土蔵、小屋等であっても、現実的に住家として人が居住している建物であれば住家とする。

(注2) 法による救助を実施するか否かの判断は、住家に被害を受けた世帯数をもって行うことから、一般に住家として取り扱われる住宅であっても、その住宅に居住する者がいない場合は、世帯数としては数えない。

(2) 世帯

ア 生計を一にしている実際の生活単位をいうものである。従って、同一家屋内の親子夫婦であっても、明らかに生活の実態が別々であれば2世帯として差し支えない。

イ マンション、アパート等のように1棟の建物内に、それぞれの世帯が独立した生計を営んでいる場合は、それぞれ1世帯として取り扱うこと。

ウ 会社又は学生の寮等は、従来は、全体をもって1世帯とすることを原則としてきたが、最近の実情を勘案し、個々の生活実態に基づき判断できることとした。

従って、それぞれが独立した生計を営んでいると認められる場合は別々の世帯として認定して差し支えない。

(注) 会社又は学生の寮等は、これを管理する会社又は学校等が適切に対応するのが原則であるが、この原則を貫くことが困難な場合も多いので、実情に応じ弾力的に取り扱って差し支えない。

エ 台所、浴場又は便所等が別棟であったり、離れが別棟にあるような場合は、建物の被害は複数棟となるが、世帯数は、これら生活に必要な部分を合わせてそこに生活している世帯が1であれば1世帯となる。

(3) 住家の被害

ア 住家が滅失したもの（以下「全壊、全焼又は流失」という。）

住家はその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のも。

イ 住家の半壊、半焼する等著しく損傷したもの（以下「半壊又は半焼」という。）

住家はその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のも、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のも。

ウ 住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの（以下「床上浸水」という。）

ア及びイに該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達した程度のも、又は土砂、竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの。

(4) 人的被害

ア 死者

当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体を確認することができないが、死亡したことが確実なもの。

(注) 災害が原因で死亡した者には、従来より、災害時に死亡した者だけでなく、災害により身体に損傷等を受け、それが原因で一定の日時が経過した後に死亡した者も含むこととしている。

【参考】平成7年の阪神・淡路大震災では、PTSD（心的外傷後ストレス障害）の問題が顕在化し、災害により精神的に損傷等を受け、それが原因で一定の日時が経過した後に死亡した者も災害が原因で死亡した者に含んだが、実際の認定にあたっては、各市町における専門家等による判定委員会に諮り、因果関係が明確なものに限った。

イ 行方不明

当該災害で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのあるもの。

ウ 負傷

災害のため負傷し、医師の治療を受ける必要のあるもの。

3 情報提供

厚生労働省に対する災害の情報提供等について次の点に留意すること。

(1) 情報提供する災害

法による救助を実施する必要がある災害又はその可能性がある災害が発生した場合は、被害状況等について厚生労働省あて情報提供すること。

法による救助を実施する可能性のない災害についても、一定規模以上の災害については、適宜、これに準じた連絡を行うことが望ましい。

(2) 情報提供の種類とその内容

ア 発生情報

(ア) 法による救助の実施の必要性が明白であるか、又は、その可能性があると認められる災害が発生したとき行うこと。

(イ) 発生情報の内容は、局長通知に定める様式1によることとなるが、被害状況の把握に時間を要する場合は、とりあえず次の内容を情報提供すること。

① 災害発生の日時及び場所

② 災害の原因及び被害の概況

③ 市町村別被害状況調（とりあえず概数によって差し支えない。）

a 人的被害

死者数、行方不明者数、負傷者数（重傷者数及び軽傷者数）

b 住家の被害

全壊、全焼及び流失世帯数及び人員

半壊又は半焼世帯数及び人員

床上浸水世帯数及び人員

④ 法による救助実施（見込含む）市町村名及び実施年月日

⑤ 既にとった措置（救助種類等）及び今後取ろうとする措置（救助種類等）

⑥ その他必要事項

【参考】

(災害情報の例示1)

1 災害発生の日時、場所、原因及び被害の概況

- 年○月○日からの梅雨前線豪雨により、県内南部において○時○分より○時○分までの○時間内に○mmから○mmの降雨量に達し、○○市ほか○市町村の○カ所において土石流が発生し、○月○日○時○分現在、死者○人、行方不明者○人、負傷者○人、住家の全壊○世帯、半壊○世帯、床上浸水○世帯、床下浸水○世帯の被害が判明した。
- 被害は今後更に拡大する見込みであるが、現在把握している各市町村の被害状況は次の通りで、○○市、○○町及び○○村が災害救助法施行令第

1 条第 1 項第 1 号に定める災害に該当するため、災害救助法に基づく救助を実施する。

2 被害状況調

被害状況		法適用市町村名	〇〇市	〇〇町	〇〇村	計	
人的被害	死者		○			○	
	行方不明				○	○	
	負傷	重傷		○		○	
		軽傷					
		小計		○	○	○	○
計							
住家の被害及び人員	棟数	全壊、全焼又は流失					
		半壊又は半焼					
		一部破損					
		床上浸水					
		床下浸水					
	世帯数	全壊、全焼又は流失	世帯	○		○	○
			人員				
		半壊又は半焼	世帯	○	○		○
			人員				
		一部損壊	世帯				
			人員				
		床上浸水	世帯	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇
			人員				
	床下浸水	世帯	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	
人員							
災害発生日月日			〇年〇月〇日	〇年〇月〇日	〇年〇月〇日		
災害救助法による救助の開始			〇年〇月〇日	〇年〇月〇日	〇年〇月〇日		

3 すでにとった措置

避難所の設置（設置数及び避難人員等は調査中）、炊き出しその他による食品の給与（給与人員、給与数は調査中）

4 今後とろうとする措置

被服、寝具その他生活必需品の給与、学用品の給与、その他

5 その他必要事項

特になし

（発生情報の例示 2）

1 災害発生日時、場所、原因及び被害の概要

- 年○月○日に上陸した台風○号により、○時○分より○時○分までの間に降雨量が○mmに達し、〇〇川ほか県内の多数の河川の増水などにより、○

月○日○時○分現在、○○市ほか県下○市町村において、死者○人、行方不明者○人、負傷者○人、住家の流失又は全壊○世帯、半壊○世帯、床上浸水○世帯、床下浸水○世帯の被害を及ぼしていることが判明した。

- ・ 各市町村の○月○日○時○分現在の被害状況は次の通りであり、なお被害は拡大する見込みであるが、現在のところ○○町について、災害救助法施行令第1条第1項第2号に定める災害に該当するため、災害救助法に基づく救助を実施する。

(2～5は省略)

(発生情報の例示3)

1 災害発生の日時、場所、原因及び被害の概況

- ・ ○年○月○日○時○分に発生した○○○○○○を震源とするM○. ○の地震により、○○市で震度○を記録し、○○村を中心に県内北部の各地に被害が及び、○月○日○時○分現在、死者○人、行方不明者○人、住家の全壊○世帯、半壊○世帯の被害が判明している。被害の詳細はなお調査中で、今後増加する見込みであるが、各地の震度及び現在判明している被害状況は次の通りである。
- ・ なお、○○村について、県道○号線の○○橋が通行止めとなったほか、山腹の崩壊等により村に通じる全ての道路が遮断され、ヘリコプターによる救護班のほか、救助要員の派遣及び救助物資の搬入などが必要なため、災害救助法施行令第1条第1項第3号に定める災害に該当するものとして、災害救助法に基づく救助を実施する。

(2～5は省略)

(発生情報の例示4)

1 災害発生の日時、場所、原因及び被害の概況

- ・ ○年○月○日○時○分の○○山の噴火により、○年○月○日○時○分現在、○○市などに、死者○人、行方不明者○人、住家の全壊又は全焼○世帯、半壊又は半焼○世帯の被害が判明しており、○○市の○○町及び○○町の○○地区について避難勧告が出されている。
- ・ 被害の詳細はなお調査中であり、今後、増加する見込みであるが、○○市及び○○町において、「多数の者の生命又は身体に危害を受けるおそれがある」ので災害救助法施行令第1条第1項第4号に定める災害として、災害救助法に基づく救助を実施する。

(2～5は省略)

イ 中間情報

発生情報を提供した災害については、原則として当該災害によって法による救助を行う全市町村の指定が完了した直後、速やかに市町村別に被害状況を取りまとめ、発生情報の内容のほか、次の事項について情報提供されたい。

なお、救助期間が極めて短い場合は決定情報によってこれに代えることとして差し

支えない。また、救助期間が極めて長い場合は、大幅な変更があった場合などに随時行う必要がある。

(ア) 救助の種類別、実施状況

(イ) 災害救助費概算（見込）額調（局長通知に定める様式2によるが、救助の種類別、員数（見込）、単価（見込）、所要（見込）額の記載があれば、様式にはこだわらない。）

(ウ) 救助費の予算措置の概況

ウ 決定情報

決定情報は、法による救助が完了したときに行うものとし、その内容は中間情報の内容とすること。

エ 災害情報の方法

(ア) 発生情報及び中間情報は電話及びファックス又はメールにより速やかに行うこと。

(イ) 決定情報は、文書により行うこと。

(ウ) 発生情報、中間情報、決定情報のほか、被害状況や救助内容が大幅に変わった場合、報道機関等に被害状況等を発表する場合は、その内容について厚生労働省に情報提供されたい。

(エ) 法による救助実施期間中は、状況が一定の状態に落ち着くまでは、必要に応じて日々一定の時間に連絡を行うようお願いすることもあり得るので、その場合の対応についても配慮をお願いしたい。

(3) 通信連絡体制の確保

ア 災害時には、通信網の途絶等により情報収集が遅れ、応急救助に円滑を欠く事例も見られるので、優先利用できる有線電気通信設備等の確保に努めること。

イ 有線通信を利用することができないか、又はこれを利用することが著しく困難な場合は、携帯電話、日本赤十字社が保有する非常無線等を活用するほか、必要に応じ、アマチュア無線等の活用など複数によ通信手段の確保も考慮すること。

(4) 緊急時の補完体制

ア 都道府県の出先機関又は市町村等は、都道府県本庁が被災するなどし、都道府県本庁へ連絡が取れないなど、厚生労働省への情報提供が著しく遅滞する等の緊急事態にあると想定される場合には、直接厚生労働省に情報提供されたい。

イ 正確な数値を把握できないが、相当の被害があり、迅速な救助が必要と判断される場合は、とりあえず概数を把握し、厚生労働省へ情報提供のうえ、法に基づく救助を開始されたい。

(注1) 法による救助の実施の必要性が明白又はその可能性があると認められた時点において、被害状況の全貌が判明しない場合は、判明している内容について情報提供されたい。その後、正確な数値等を把握した時点であらためて厚生労働省まで情報提供されたい。

(注2) 法による救助は、通常、適用という言い方もするが、本来は、法による救助として行うか否かということであり、一定規模以上の被害があると判断し、法による救助として行った後に、被害がそれ以下と判明したとしても、既に実施した救助を後に法による救助と見なせないと認定することは、通常、担当者等に相当の瑕疵等がない場合には困難であると考えられる。

4 救助の実施時期と公示年月日

法による救助は、次により、市町村を単位として指定し、実施するものである。

(注) 市町村には、特別区を含み、地方自治法第252条の19第1項の指定都市にあつては、当該市又は当該市の区のいずれの地域を単位とすることができるのは前述のとおり。

(1) 救助の実施時期

法による救助は、一般的に災害発生の日を開始されるが、豪雪又は長雨等、その被害が漸増し、一定の日時を経て一定の被害程度に達した場合には、その被害の程度に達し、現に救助を行った日をもって災害発生の日とみなす。

(2) 公示年月日

ア 法による救助の実施にあたり、その区域を公示する場合、発表日時等については、厚生労働省と連絡調整を図って行うこと。

イ 公示年月日は救助の開始日と同一となるのが通例であるが、市町村において被害状況等の把握が困難なため公示が遅延したときなどには、厚生労働省と連絡調整を図り、これらが判明した日に公示することもありうる。

ウ 何らかの事情により公示が遅延した場合、厚生労働省と連絡調整を図り、救助を開始した日を、公示した日ではなく、実際に災害が発生し、救助を開始した日とすることができる。

(3) 公示の形式について

公示の形式は、「〇年〇月〇日発生のお〇〇災害に関し、〇月〇日から〇〇市(町・村)の区域において災害救助法による救助を実施する。」とするのが通例である。

5 委任された救助の実施

(1) 災害発生後の委任

前述の通り、迅速な救助を実施するため、緊急を要する救助等については、予め市町村に対し、救助の委任を受けて救助を実施する準備を求めておくことができるが、予め準備を求めている救助についても災害発生後に必要に応じて市町村へ委任できる。

予め市町村に対し、救助の委任を受けて救助を実施する準備を求めている救助については、市町村は予め実施体制等を整備していない場合も多いので、通常は、市町村には一定の範囲内で補助機関として協力させ、都道府県の責任において行うことを原則とすべきであるが、現に市町村に委任し実施させる方が効率的な場合等に限り、災害発生後においても委任できることとするもので、単に都道府県知事が実施できない事情をもって委任を行うなどのことがないよう特に留意すること。

(2) 救助の委任の留意点等

ア 市町村長へ委任を行った救助は、当該市町村長が統一かつ計画的に救助を行うので、緊急やむを得ない場合を除き、当該市町村から要請がない限り、都道府県知事や他の市町村長が重ねて救助を行わないことを原則とする。

ただし、特別な救助が必要な場合や、被災により被災市町村では十分な救助がなされない場合に、市町村へ委任を行った救助についても、原則として当該市町村長の要請を受け、都道府県知事又は他の市町村長等が法による救助を行うことができる。

イ 市町村長が行う救助のうち法による救助(都道府県知事が行った救助)と認められ

る範囲は、①委任された範囲内の救助、②都道府県知事の指示により実施した救助、③市町村長が都道府県知事の補助として行った救助が原則で、事実上、都道府県知事が認める限りはその全てが対象となる。

6 応援による救助の実施

(1) 救助の応援ができる場合

- ア 救助の応援は、①法第31条に基づく厚生労働大臣の応援指示を受けた場合、②被災都道府県から応援の要請を受けた場合、③予め締結された応援協定等に基づき自発的に行う場合等が考えられる。
- イ 大規模災害等、災害の規模・態様によっては被災都道府県による被害状況の把握が遅滞することもあるので、周辺都道府県は、厚生労働省と連絡調整を図り、被災都道府県の被害状況の把握に協力することもあり得る。
- ウ 同様に、被災都道府県による応援要請の遅滞も考えられるので、被災都道府県以外の都道府県は、次により、緊急を要する救助について、厚生労働省と連絡調整を図り、自主的に救助の応援ができる。
- (ア) 救助の種類は、原則として特に緊急を要する救助とする。
- (イ) 特に緊急を要しない救助については、原則として、被災都道府県の要請を受けた場合、厚生労働省と連絡調整を図った場合（法第31条に基づく厚生労働大臣の応援の指示を受けた場合を含む。）、又は、応援協定に基づく場合に行うこと。
- (ウ) 自主的な応援を行おうとする都道府県は、あらかじめ厚生労働省と連絡調整を図り、救助の種類、程度、方法及び期間並びに費用負担等について厚生労働省と定めてから行うこと。
- (エ) 救助の程度及び方法は原則として基準告示の範囲内で定めること。
ただし、被災都道府県からの要請があった場合、又は、厚生労働省と連絡調整を図った場合には、これを超えて救助できる。
- エ 自主的な応援について協定が締結されていない場合であっても、周辺の都道府県は厚生労働省と連絡調整を図り、必要に応じて法第31条に基づく厚生労働大臣の応援指示を受けるなどし、救助の応援を行うことができる。

(2) 応援要請の手続き

- ア 都道府県知事は、救助の実施に関して他の都道府県知事の応援を必要とする場合は、次に掲げる事項を記載した文書をもって、他の都道府県知事に対して救助の応援を要請し、必要な協議を経た上で、応援を受けること。
- (ア) 被害状況
- (イ) 応援を要請する救助の種類及び期間
- (ウ) 応援の場所
- (エ) 応援を要請する職種別人員
- (オ) 応援を要請する機械器具及び資材の品名並びに数量等
- (カ) その他応援に関する必要な事項
- イ 緊急やむを得ないときには、口頭、電話又はファクシミリ等により行うこととし、事後において文書により処理すること。
- なお、予め締結した応援協定に別に定めがある場合はこの限りでないこと。

ウ 都道府県が応援要請を行う場合、次の点を勘案し、厚生労働省と連絡調整を図り実施するよう留意すること。

(ア) 大規模災害のときには、自衛隊、日本赤十字社等による救助も予想されるため、全国的な調整が必要となる可能性があること。

(イ) 他省庁との連絡調整を図り、救援物資の調達等に全国的な調整が必要となる可能性があること。

(ウ) 厚生労働省を窓口とすることにより、全国規模で各都道府県の役割分担等も調整しつつ、一度の要請で複数の都道府県へ応援要請が行えること。

(3) 応援派遣措置

ア 救助の応援を行う都道府県知事は、直ちに応援のためのチームの編成を行い、人員及び物資等を整備し、責任者を定め、応援をする都道府県に連絡して出発させること。

イ 応援をする都道府県に連絡が取れないときには、厚生労働省と連絡調整を図り出発させること。

ウ 応援派遣されるチームは、被災地での物資調達、その他の便宜供与等が困難な場合も想定し、食糧、水、テント、その他の日常生活用品、救助に必要な資材等を事前に準備し、携行するなど、自己完結型装備で被災地に入ること。

エ 応援のためのチームの指揮は、原則としてその責任者が行うこと。

オ 応援を受けた都道府県は、他の都道府県からの応援のためのチームが到着した場合、原則として、その責任者に対し、直ちに災害の概況を説明し、応援を受ける救助の程度、方法及び期間等を協議し、職務の分担を明確にすること。

カ 応援を受けた都道府県において対応ができないときには、応援のためのチームは、厚生労働省又は政府の設置した現地対策本部等と連絡調整を図ること。

(4) 国への情報提供

都道府県知事は、他の都道府県知事に対して救助の応援を要請したとき、又は他の都道府県知事の要請を受け応援隊を派遣する場合は、(2)に定める事項について厚生労働省へも情報提供すること。

(5) 応援に要した費用の負担について

ア 応援に要した費用を求償する場合には、救助の種類、期間等を明確にし、そのために支弁した費用の明細書、証拠書類等を添付して行うことを原則とすること。

イ 救助の応援は、法第31条に基づく応援指示により行うもの、被災都道府県の要請により行うもの、予め締結された応援協定により行うもの等が考えられるが、いずれも法第35条に基づき被災都道府県に対し求償できること。

ウ 法第35条に基づき求償した経費は、当然、法による救助として国庫負担の対象となる。

エ 法第35条に基づき求償しなかった経費は、原則として法による救助に要した費用として国庫負担の対象とはならないが、求償とは別に、応援都道府県が「見舞金」等を支出することは、法外のことであるので、随意に行ってよい。

7 関係職員の派遣

災害対策基本法に基づく災害時における職員の派遣については、次の理由により、災害救助関係者又は保健・福祉関係職員についても特段の配慮をすることが望まれること。

- (1) 災害救助業務の担当職員数は数も限られ、かつ、被災経験のない職員が多いと予想されるので、大規模な災害が発生した場合、比較的近い時期に被災の経験を有する都道府県知事は、災害救助業務を経験した職員の派遣等に配慮すること。
- (2) 大規模な災害が発生した場合、地域・家族等の介護機能等が低下し、福祉需要等の増加が予想されるが、被災地では災害救助業務に多くの要員が割かれることも想定されるので、保健・福祉担当職員の派遣等について配慮すること。
- (3) 精神的な打撃のため需要等が顕在化しない被災者も想定されることから、できる限り被災者の話を聞くことが、被災者の需要を的確に把握することとなり、また、被災者の精神面の立ち直り、ひいては生活再建に有効であることもあるので、できる限りの保健・福祉担当職員等の要員確保が重要であること。